

## 四国学院大学大学院履修規程

(修士課程の目的と特色)

第1条 修士課程における目的と特色は、研究科ごとに別に定める。

(修了要件)

第2条 大学院に2年以上在学して、30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格した者には、修士の学位を与える。

(履修方法)

第3条 履修方法は、研究科ごとに別に定める。

(シラバス)

第4条 授業科目の概要や評価方法等、講義の運営について詳細に記載したシラバスを新年度の履修登録期間までに、本学ホームページ上で公開するものとする。

2 授業担当教員は、別に定める『シラバス作成ガイドライン』を遵守して、前項のシラバスを作成しなければならない。

(成績評価基準)

第5条 学則第12条に基づき、授業科目の成績は100点満点とし、次の通り行うものとする。

	合 格				不合格
評 点	100～90	89～80	79～70	69～60	59以下
表 示	A	B	C	D	F
成績評価	優	優	良	可	不可

(修士論文審査基準)

第6条 修士論文の評価は、優・良・可・不可の4段階とし、審査基準に関しては、研究科ごとに定める。

(学位論文審査手続要領)

第7条 学位論文審査の手続きに関しては、研究科ごとに定める。

(制定改廃)

第8条 本規程の制定改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が決定公布する。

附則

1. 本規程は、2009年1月16日に制定し、同日より施行する。
2. 本規程は、2019年2月6日に改正し、同日より施行する。
3. 本規程は、2021年3月30日に改正し、2021年4月1日より施行する。